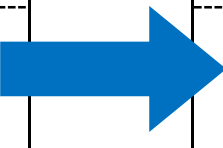


観音寺市役所 市民課からのお知らせ

「軽自動車住所確認書」の廃止について

住民基本台帳システムの全国統一化に伴い、
令和7年12月26日(金)をもって、軽自動車の各種手続きのために、住所
を証明する書類として無料発行している「軽自動車住所確認書」(軽自動車
税申告用住民票記載事項証明書)を廃止します。

令和8年1月以降、軽自動車に関する手続きで住所の証明が必要な場合は、
「住民票の写し」(1通 350 円)などをご利用ください。

令和7年12月26日(金)まで		令和8年1月5日(月)から
軽自動車住所確認書(無料) 【12/26をもって廃止】		住民票の写しなど (<u>有料</u>)

※令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)は、窓口が休みです。

※令和7年12月25日(木)、12月27日(土)～令和8年1月5日(月)は、
システム更新に伴うメンテナンス作業のため、コンビニ交付サービスを利用できません。
(作業の進捗次第で、コンビニ交付の停止期間が延長する場合があります。)

【コンビニ交付サービス】

マイナンバーカードを使って、コンビニのマルチコピー機で住民票等の証明書を取得できます。
(交付手数料は窓口請求時と比べ150円安く、住民票の写しは1通 200 円です。)

利用可能店舗	全国のコンビニ等(マルチコピー機設置店に限る)
利用可能時間	午前6時30分～午後11時00分 (メンテナンス中は利用不可)

【問い合わせ先】

観音寺市役所 市民部 市民課 市民係

電話:0875-23-3924 FAX:0875-23-3959

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号